

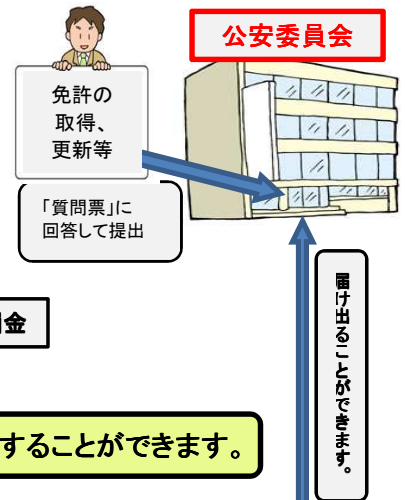
道路交通法の一部が改正され、平成26年6月1日から施行されました

改正は「一定の病気等に係る運転者対策」を図るもので、主なものは次のとおりです。

◎ 運転免許の取得・運転免許証の更新時において、公安委員会に一定の病気等の症状に関する「質問票」により回答して提出しなければなりません。

【道路交通法第89条、101条、同条の2、同条の5、107条の3の2、117条の4】

- ・ 公安委員会は、運転免許の取得・運転免許証の更新をしようとする方に対して、一定の病気等に該当するか判断するための「質問票」を交付することができます。
- ・ 「質問票」の交付を受けた方は、公安委員会に、質問に回答して提出しなければなりません。
- ・ 公安委員会は、すでに免許を受けている方等が一定の病気等であるか調査する必要があるときは、必要な報告を求めることができます。



虚偽の記載・報告をした場合 → 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◎ 一定の病気等に該当する方を診察した医師は、公安委員会に届出することができます。

【道路交通法第101条の6】

- ・ 医師は、診察した方が一定の病気等に該当すると認め、その方が運転免許を受けていると知った時には、公安委員会に診察結果を届け出ることができます。

一定の病気等に該当し、運転免許を受けている方について

医師

◎ 一定の病気等に該当する疑いのある方について、公安委員会は、暫定的に運転免許を停止することができます。

【道路交通法第104条の2の3】

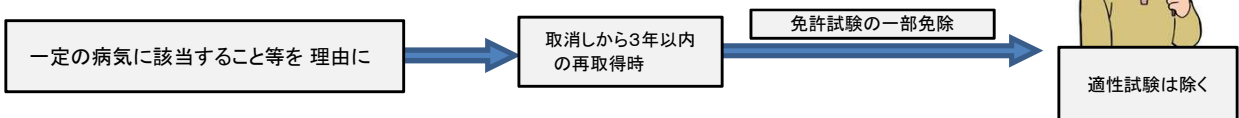
- ・ 運転免許を受けた方が交通事故を起こし、交通事故の状況から、一定の病気等に該当する疑いがある場合、臨時適性検査を行う時等は、3か月を超えない範囲で期間を定め暫定的に運転免許を停止することができます。



◎ 一定の病気に該当すること等を理由として運転免許を取り消された方は、運転免許の再取得時に試験の一部が免除されます。

【道路交通法第97条の2】

- ・ 一定の病気に該当すること等を理由に運転免許を取り消された方は、取消してから3年以内であれば、再取得時の運転免許試験の一部が免除されます。(適性試験は除く)



※ 「一定の病気等」とは、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気で、道路交通法・同法施行令に規定する病気等

「質問票」には、必要事項を正しく記載しましょう。

- ◎ 「質問票」の記載内容により、直ちに、運転免許の取消し等にはなりません。
- ◎ 「質問票」の記載内容等を踏まえて、運転免許取消しとなった場合でも、病状が回復し、運転免許を再取得することができる状態になった際には、試験の一部が免除されます。
【取消しとなった日から、3年以内に限りです。】
- ◎ 「質問票」に虚偽の記載をする行為には、罰則が設けられています。
- ◎ 記載内容に含まれる「個人情報」を、警察では厳格に保護します。
- ◎ 病気等で、自動車等の運転に不安がある方は、ぜひ、山形県総合交通安全センター、または、最寄りの警察署にご相談ください。

● お問い合わせ先

○ 受付時間

8:30～17:15 月曜日～金曜日の平日
(土曜、日曜、祝日及び年末年始の休日は除きます)

○ 受付場所

- ・ 総合交通安全センター
(〒994-0068 天童市大字高掬1300 Tel(023)655-2150)
- ・ 各警察署交通窓口